

松くい虫防除事業における入札談合の疑いと今後の対応について

平成22年4月21日
農政課
森林・林業総室
公益法人・団体指導課

1 農林水産省の動き

(1) 常例検査を実施(3月8日～19日)

- 農林水産省大臣官房協同組合検査部が鳥取県森林組合連合会に対して常例検査を実施。
 - ・地方公共団体が発注する「松くい虫地上散布業務委託」等の入札に際し、事前に指名競争入札者に入札金額を指示し、入札参加者はそれぞれ指示された金額による入札を実行したことにより、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独禁法)に抵触する恐れがある実態が認められた。
 - ・県は、検査講評に立会し傍聴(3月19日)。

(2) 農林水産大臣が事案を公表(3月30日)

- 鳥取県森林組合連合会への常例検査の概要を定例記者会見で公表。
 - ・県下市町村が実施する松くい虫予防のための薬剤散布委託事業などの指名競争入札において、他の入札参加者との間で入札価格を事前に調整し、その結果自らが落札するという不祥事を検出。
 - ・現時点の把握件数は、平成16年度から21年度までの間に落札件数が30件、落札金額1億2800万円、このような行為は、刑法(談合罪)及び独占禁止法(不当な取引制限の禁止)違反に相当する恐れがあり、事実とすれば極めて遺憾。
 - ・農林水産省としては、刑事告発を含め厳正に対処するとともに、鳥取県森林組合連合会に対し、責任所在の明確化と再発防止等について厳正な対応を求める所存。

(3) 追加検査を実施(4月6日～9日)

- 連合会に対して、平成15年～21年度の実態等について追加検査。
 - ・県(行政監察監)は検査協力のため立会。

2 鳥取県森林組合連合会の動き

(1) 県へ対応報告(4月5日)

- 4月1日に理事会で決定した対策事項について、会長、専務、各森林組合長等が報告。
 - ①調査特別委員会を設置し責任の明確化と再発防止策の構築を行う。
 - ・メンバーは、大学教授、弁護士、連合会監事等。
 - ②国・県・市町村の公共事業入札の参加自粛。
 - ・農林水産省の検査結果が出るまで、連合会、森林組合は、国・県・市町村が実施する公共事業入札への参加を自粛。

3 県の対応

<検査・指導関係>

(1) 森林組合に対する検査等を実施

- 国の検査講評にあった疑わしい事案について、県は連合会の調査を行い確認及び一部の関係先(森林組合)を検査(3月23日～24日)。
- 公正取引委員会へ調査等で入手した資料を報告。
- 国から情報提供を受けた森林組合について追加検査(4月12日～13日)。

(2) 行政処分の検討

- 国及び県の検査書をふまえ、行政処分の検討を行う。
- 公正取引委員会が行政措置等を決定した場合には、その組合に対し、県として、行政処分及び指名停止等を行う。

<事業関係>

(1) 松くい虫被害対策検討会の開催(4月9日)

- 関係13市町村の平成22年度事業実施に向けての意向を確認。
- 県は、一般競争入札を導入して実施することを提案。

(2) 森林病虫害等防除連絡協議会の開催(4月19日)

- 松くい虫特別防除(空中散布)については、原則として、一般競争入札により、9市町(1,487ha)において実施することを了解。